

介護保険料の市町村単独減免事業

1 実施状況

実施区分	保険者数	
実施する	5	7.9%
実施せず	58	92.1%
合計	63	100%

2 実施保険者別の詳細

平成29年4月1日現在

保険者	対象者	減免内容	平成28年度実績 上段(人) 下段(円)
長野市	①収監されている者 ②生活困窮者 ③その他特別事情	①全額 ②該当段階の保険料率 ③個々に審査し、最大で第1段階の保険料率まで減免	10 219,270
上田市	1 ①から③すべてに該当する者。 ①収入が生活保護基準に準じる。 ②活用できる資産がない。 ③親族に扶養されていない。 2 収監者等	1 2分の1の額に減額 2 収監期間中の全額免除	3 95,400
飯田市	・市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯の者、又はこれに障害程度2級以上の者を含む世帯。 ・対象収入が生活保護法による保護基準に満たない者。 ・対象者を扶養する経済的能力を有する者がいないこと。 ・活用可能な資産を所有していないこと。	第2段階、第3段階の額を第1段階まで減免	0 0
須坂市	1 保険料率が第2・第3段階に属する低所得者のうち次の要件をすべて満たす者 ①世帯収入が生活保護の最低水準以下。 ②市民税課税者に扶養されていない。 ③活用できる資産がない。 2 介護保険法第63条に該当する者	1 第1段階へ軽減 2 その期間中に係る保険料を全額免除	2 101,800
北アルプス 広域連合	・介護保険施行令第38条第1項第3号に掲げる者 ・地方税法の規定による市町村民税または特別区民税が課されているものと生計を一にしていない者 ・その世帯全員の収入および資産等で、別表に掲げる基準により算定した額が基準額以下である者	・条例第6条第1項第1号に定める保険料率により定める額	1 3,700
合計			16 420,170

平成29年度 介護保険サービス利用者負担等（1割負担、食費・居住費）の市町村単独軽減事業

別紙9-2 県集計表

市町村 広域連合	平成 29 年 度 計 画			平成28年度実績		財源
	対象者	対象サービス	事業内容	軽減実施者 (人)	軽減額 (円)	
1 長野市	①市町村民税非課税世帯または老齢福祉年金を受給している人 ②収入資産等を勘案して、利用者負担額を援護しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人	住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費などの実費負担額を除く介護給付サービス	1か月の利用者負担額が3,000円を超えた場合、その超えた金額を援護金として支給。※高額介護サービス費等適用後の利用者負担額を対象とする。	35	3,154,662	一般財源
2 松本市	①「社会福祉法人等による利用者負担軽減」の基準に該当する者 ②「社会福祉法人等による利用者負担軽減」の基準に該当する利用者負担第2段階の者	①民間事業所等が提供する、「社会福祉法人等による利用者負担軽減」と同じサービスおよび、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ（それぞれ予防を含む） ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ（それぞれ予防を含む）、現行相当訪問型サービス、現行相当通所型サービス	①「社会福祉法人等による利用者負担軽減」と同等に減免 ・第1段階 1/2 ・第2段階 1/4 ・第3段階 1/4 ②第2段階の1/4軽減にさらに1/4を嵩上げし、合計で1/2を軽減	409	10,018,524	一般財源
3 上田市	住民税非課税世帯に属し、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防も含む）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護サービス、複合サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、短期利用特定施設入居者生活介護、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、地域密着型通所介護、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス	利用者負担を8%とし2%分を助成する。	688	15,331,849	一般財源
4 飯田市	・市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯、又はこれに障害程度2級以上の者を含む世帯 ・対象収入が生活保護法による保護基準に満たない者 ・対象者を扶養する経済的能力を有する者がいないこと ・活用可能な資産を所有していないこと	在宅サービス（福祉用具購入・住宅改修・グループホーム・特定を除く）	自己負担できないと認める額を免除	0	0	一般財源
5 須坂市	市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と同等の生活水準であると市長が認める者（利用者負担を援護しなければ、要保護者と同等の生活水準となると市長が認める者を含む。）	すべての介護保険サービス（福祉用具購入費、住宅改修費は除く）	1か月の利用者負担総額のうち3,000円を超えた額を補助	1	29,462	一般財源

平成29年度 介護保険サービス利用者負担等（1割負担、食費・居住費）の市町村単独軽減事業

別紙9-2 県集計表

市町村 広域連合	平成 29 年 度 計 画			平成28年度実績		財源
	対象者	対象サービス	事業内容	軽減実施者 (人)	軽減額 (円)	
6 小諸市	介護金の支給の対象となる者は、市町村民税世帯非課税であって、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者(生活保護受給者を除く)その他これに準ずると市長が認めた者。	居宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の3割を補助	0	0	一般財源
7 伊那市	社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者に準じる	社会福祉法人等利用者による利用者軽減制度に準じて、社福法人以外の事業所が行う在宅サービス	介護費負担分と食費、居住費の軽減 老齢福祉年金受給者：2分の1 その他：4分の1の軽減	11	188,623	一般財源
8 駒ヶ根市	①介護保険サービス（居宅サービスに限る。）、保健福祉サービス及びこの要綱に基づく各支援事業の利用者負担をすることによって、利用者負担が支援されなければ生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯と同等の生活水準となる世帯の者、住民税非課税世帯等の者のうち市長が特に認めた者及び生活環境等を勘案して市長が特に認めた者 ②生活が困窮していると市長が認める者	①介護保険サービス（居宅サービスに限る。） ②在宅サービス、施設サービス（市長が認めるサービスに限る。）	①利用者負担の一部を支援 ②利用者負担額の一部を所得等に 応じ支援	8	499,807	一般財源
9 塩尻市	要支援及び要介護認定を受けている方で、世帯全員の方の前年度住民税が非課税の方	居宅サービス（住宅改修費、福祉用具購入費を除く）、介護予防・日常生活支援総合事業に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業	300円分のサービス券を月6枚申請のあった月から3月までの月数	563	9,333,300	一般財源
10 佐久市	市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者または生活保護世帯と同等の生活水準であると市長が認める者	すべての介護保険サービス（福祉用具購入費、住宅改修費を除く。）	1ヶ月の利用者負担額の3割（高額介護費を差引いた額）	11	305,804	一般財源
11 小海町	住民税非課税世帯（所得段階1～3）	在宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の5割を補助	123	4,993,967	一般財源
12 川上村	社会福祉法人による利用者負担軽減の対象者と同一	通所介護・訪問介護・訪問看護	サービス事業毎の一月あたりの利用者負担額のうち1,000円を超えた部分を補助	1	10,599	一般財源
13 長和町	次の条件をすべて満たす方。 ①町に住所を有し居住している者及び介護保険施設等に入所している者。 ②住民税非課税世帯・扶養義務者が住民税非課税であること。 ③対象収入（前年収入より社会保険料等控除後の額）が140万円以下であること。	介護保険の要介護、要支援認定において認定を受けた者が利用した、施設サービスや在宅サービスの利用料。	介護保険の要介護、要支援認定において認定を受けた者が、施設サービスや在宅サービスを利用し時、その利用料を収入に応じて、20%から80%の範囲で補助する。（収入に応じて補助率が異なる）	134	5,534,179	一般財源

平成29年度 介護保険サービス利用者負担等（1割負担、食費・居住費）の市町村単独軽減事業 別紙6-2 県集計表

市町村 広域連合	平成 29 年 度 計 画			平成28年度実績		財源
	対象者	対象サービス	事業内容	軽減実施者 (人)	軽減額 (円)	
14 高森町	介護サービス受給者で在宅介護をしている者（前年の所得金額が160万円以上の者を除く）	福祉用具購入、住宅改修を除く在宅サービス	自己負担の下記の割合を償還払い非課税世帯60%、課税世帯であるが本人が非課税者40%、本人課税者20%。	350	19,027,802	一般財源
15 阿智村	阿智村の介護保険被保険者で、在宅の介護保険サービスを利用し、利用料を支払った方。	介護保険居宅介護サービス、介護予防サービス。（ただし、福祉用具購入費と住宅改修費及び1ヶ月に15日以上利用した短期入所は除く。）	本人の収入等に応じ2割、5割、8割を領収書を添付した請求書の申請に対して扶助。	40	1,610,053	一般財源
16 下條村	村民税非課税世帯で年金以外所得がなく、すべての年金額が80万円以下の者	在宅サービス	（1）利用者負担軽減事業 在宅サービスを対象とし、5/10を助成する。 （2）サービス上乘せ事業 短期入所サービスを対象とし、法定の連続利用限度日数の2倍を上限に、限度日数を超えた際の利用料の2/3を助成。 いずれも利用者に償還払い。国の制度を優先し、重複適用はしない。	0	0	一般財源
17 泰阜村	すべての介護保険在宅系サービス利用者所得制限等なし	在宅系サービス	自己負担の6割を補助	895	4,616,286	一般財源
18 喬木村	在宅サービス利用者の住民税非課税者（保険料所得段階2～5）	訪問サービス、通所サービス、ショートステイ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与	介護保険料段階2・3・・・利用者負担額の3割 介護保険料段階4・5・・・・利用者負担額の2割	135	3,752,284	一般財源
19 豊丘村	在宅介護サービス利用者の住民税非課税者	在宅介護サービスの全て（課税世帯の場合は短期入所のみ対象） H28以下を対象サービスに追加。 ①地域密着型通所介護 ②介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問介護（みなし） ③介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護（みなし）	自己負担額の1/2を補助	999	4,535,681	一般財源
20 山形村	保険料段階が第1, 2, 3段階の者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護福祉サービス	在宅サービス1/2、施設サービス1/4の利用者負担額を助成	48	1,742,896	一般財源

平成29年度 介護保険サービス利用者負担等（1割負担、食費・居住費）の市町村単独軽減事業 別紙9-2 県集計表

	市町村 広域連合	平成 29 年 度 計 画			平成28年度実績		財源
		対象者	対象サービス	事業内容	軽減実施者 (人)	軽減額 (円)	
21	山ノ内町	利用者負担第1段階（生活保護除く）及び第2段階の者	居宅介護サービス（福祉用具購入、住宅改修を除く）	高額介護サービス費、特に加算を控除した後の利用者負担額の1/2助成	185	4,774,549	一般財源
		特別地域内事業所から居宅介護サービス等を受けた被保険者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与	特別地域加算分を助成	170	742,843	一般財源
22	北アルプス 広域 ・大町市 ・池田町 ・白馬村 ・小谷村 ・松川村	①災害被害者に対する介護保険での被保険者負担金軽減制度 災害の被害を受けた被保険者 ②災害被害者に対する食費及び居住費負担に係る助成事業 介護保険条例施行規則第13条の対象と認定した要介護者等	①介護給付、予防給付の1割負担分 ②通所施設、介護保険施設入所時の食費、居住費	①災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合、損害の程度により給付割合を100分の95から100分の100とする。 ②災害等により、介護サービスにおける食費及び居住費を負担することが困難な利用者に、損害の程度により費用の50%から100%を助成する。	0	0	一般財源
23	諏訪広域 ・岡谷市 ・諏訪市 ・茅野市 ・下諏訪町 ・富士見町 ・原村	市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる者 保険料1、2段階の者等	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 通所リハ 短期入所療養 介護 福祉用具貸与 地域密着型通 所介護	市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる …自己負担の全額補助 保険料1、2段階の者 …自己負担の半額補助 特例措置対象者 …自己負担額の1/8を補助	58	8,026,644	一般財源
合計		平成29年度計画：21市町村2広域連合			4,864	98,229,814	